

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年11月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第20号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条住宅室の款住宅管理課の項に次の1号を加える。

(5) 八条市営住宅団地再生事業検討委員会に関すること。

第14条建設企画部の款建設企画課の項第7号中「，京都高速道路検証専門委員会」を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)